

昭和25年及び26年

大阪府民所得推計結果報告

◆◆ 昭和28年10月 ◆◆

大阪府総務部統計課

# 正 誤 表

頁	術	誤	誤	正
1	20	右から7	国民所得	国民所得
2	15	左から15	提示	提供
4	15	左から9	客観的方法の	客観的方法は
11	17	右から6	経済主体の調査集計	経済主体の所得を調査集計
6	表	右から14	方法等	方法と
8	最下	構外	総計所得	(單位 円) 總所得
12	表	之改	1. 法人留保所得	法人留保所得
17	下	表	農業経済調査	農業経済調査
19	表	右から15	林野	林業
26	表	表	不明	不明
27	下	表	2. 個人貯蓄	2. 個人貯蓄
28	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
29	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
30	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
31	下	表	銀行(信託を含む)	銀行(信託を含む)
32	下	表	貯蓄調査項目	貯蓄調査項目
33	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
34	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
35	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
36	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
37	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
38	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
39	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
40	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
41	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
42	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
43	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
44	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
45	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
46	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
47	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
48	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
49	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
50	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
51	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
52	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
53	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
54	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
55	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
56	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
57	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
58	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
59	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
60	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
61	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
62	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
63	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
64	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
65	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
66	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
67	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
68	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
69	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
70	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
71	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
72	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
73	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
74	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
75	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
76	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
77	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
78	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
79	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
80	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
81	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
82	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
83	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
84	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
85	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
86	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
87	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
88	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
89	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
90	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
91	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
92	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
93	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
94	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
95	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
96	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
97	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
98	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
99	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄
100	下	表	個人貯蓄	個人貯蓄

頁	桁		誤	正
58	16	左から11	重複分より差引き	重複分より勤務所得から差引き
"	振替所得表	表		(単位円)
"	後員費表	"		"
"	社会保険表	"		"
"	"	表	健康保険	健康保険
59	上	欄		(単位円)
"	社会保険費表	右端	5484,758,880	5484,758,880円
"	恩給年金表	表		(単位円)
60	5	左から5	Ⅱ個人貯蓄	Ⅱ個人貯蓄
"	同	"	個人貯蓄	個人貯蓄
62	14	左から10	農家経営調査	農家経営調査
"	下から1	"	個人貯蓄	個人貯蓄
63	1	"	Ⅱ個人貯蓄	Ⅱ個人貯蓄
"	11	表	6.貯蓄構成項目	6.貯蓄調整項目
"	12	左から11	個人貯蓄	個人貯蓄
"	13	左から12	貯蓄調整	貯蓄調整
66	下から1	右から100	発行券面額	発行券面額
67	9	"	12,20千円	12,20千円
"	9	"	16,00千円	16,00千円
"	8	左から7	1,07千円	(単位坪)
68	上	欄		647
"	13	右から2欄	不明瞭	6.貯蓄調整項目
70	1	"	6.貯蓄調整項目	個人貯蓄
"	5	右から12	個人貯蓄	(単位千円)
"	下	欄		(単位円)
71	"	"		B.社会保険費員控額
72	13	"		C.恩給納付金
"	下	"		之個人貯蓄
73	8	左	之個人貯蓄	

## はしがき

われわれが、国の経済力と国民の経済生活とを大きく認識しようとするとき、まず「国民所得」の事を考えるであらう。それほどに此の、経済学と会計学と統計学の三者によつて組立てられた巨大な構築物は、1国の経済力を全体として示す指針であり、最早や近代国家・社会にはなくてはならぬ仕事となつてゐる。

「府民所得」は、これらの意義・条件を各府県単位で眺めたものに過ぎない以上、府県にとつて此の「府民所得」の重要性は、論に俟つものではあるまい。

本府においては、昭和24年以來研究を重ね、既存資料の集しゆうに努め、昭和25年より「生産・分配・個人所得及び個人支出」の試験推計を行つてきた。しかしながら、「国民所得」における「實際關係」である「課税關係」において推計技術上極めて複雑な幾多の問題を残し、又資料不足のため不十分なものと化した。いちおう「昭和25年・26年府民所得」の推計として纏めたので、ここにお目にかかる次第である。

最後に本推計に関し格別の御指導と御協力を賜つた關係機関の各位に感謝の意を表すのと共に、公正なる批判と意見を希望する。

昭和28年9月

大阪府総務部統計課

# 大阪府民所得推計結果報告

## 目次

はしがり

### 第一部 概 説

§ 1 府民所得の概念	1 頁
§ 2 府民所得の系列	2 頁
§ 3 推計方法	3 頁

### 第二部 統 計 表

§ 1 昭和25年分配府民所得	5 頁
§ 2 昭和25年府民個人所得	11 頁
§ 3 昭和25年府民個人支出	26 頁
§ 4 昭和26年分配府民所得	34 頁
§ 5 昭和26年府民個人所得	38 頁
§ 6 昭和26年府民個人支出	60 頁

第 一 部

概 說

## §1. 府民所得の概念

府民所得とは、国民所得を更にその国内の行政区画単位(都道府県)別に把握したものである。それで、先が国民所得の概念について述べる。

最も一般的には国民所得とは「国民経済において一定期間内に生産された社会的純生産物(サービスを含む)の価格の総計である」と定義される。

ここでいう純生産物の「純」という語は、いわゆる年生産純額から生産過程において消尽された原材料、半製品等の中間生産物の価額を差引き、生産に伴って生じた資本設備の損耗を補填するに要する費用を控除した「生産純額」という意味である。

次に「国民経済」の見方であるが、これには次の二つの見方がある。即ち一つはその地域から見たもので他はその住民から見たものである。この二つの見方の何れをとるかによつて、国民所得に含まれる純生産物の範囲は相違する。

前者即ち属地主義の見方によればその地域内における一定期間内の一切の経済活動によつて生産された純生産物はすべてその国の国民所得に包含される。従つてその生産諸要素である労働力、土地、資本等の提供者がその国の居住者であるか否とを問わない。

これに反して後者即ち、属人主義の見方によれば生産諸要素の提供者がその国の居住者とみなされるならば、たとえ経済活動の場がその国の領域外であつても、そのものに帰属すべき純生産物はその国の国民所得に含まれ、逆にその国内の純生産物であつても、国外の居住者に帰属すべき部分は除外されるのである。

このように属地主義と属人主義の何れをとるかによつて非常に相違があるが、英、米、カナダ三國協定の趣旨、殊にわが国と取り入れている合衆國の解釈によれば、第一の見方によるものは「国内純生産」と規定され、第二の見方によるものを「国民所得」として明確に区別している。従つて国民所得は生産、分配、支出の何れの面から接するかによつて「国民純生産」、「分配分の総額」、「国民純支出」と呼ばれるが夫々の構成項目が矛盾なく処理されるならば、同一の国民所得の数値をもたらす筈である。

これに対して「個人所得」という概念は、その国の居住者である個人が一定期間内に実際にうけとつた所得の総計である。これは個人が経済活動に参

加し、その生産諸要素を提示したことに対する反対給付であると否は問われない。法人所得は含まない。

府民所得は以上述べた国民所得の考え方を府という単位にあてはめたものである。ただ府民所得を考える場合には国民所得におけるより以上に居住者の概念、即ち府民の規定について問題がある。それでも理論的には国民所得と同じように属人主義で一貫することが出来よう。

しかしながら、統計資料上はいわゆる府県際関係の把握に制約があつて、概念上並びに推計技術上、その把握は極めて難しい。

## §2. 府民所得の系列

府民所得については、理論的に種々検討の余地が残されているが、国民所得にならつて生産、分配、支出の三面から見れば、生産国民所得に相当するものとして生産府民所得、分配国民所得に相当するものとして分配府民所得、国民支出に相当するものとして府民支出の三系列が一応考えられる。

(a) 生産府民所得は、府県内における一定期間における経済活動において新に附加された価値——純生産物価値を金額で現わして合計したもの——であり、即ち、一府県における各産業部門における生産額の夫々の合計から各部門毎に物的経費を差引いたものを総計したもので、農、林、水、鉱、工商、交通業、サービス業、自由業等の各産業部門別に示される。

即ち、農、林業や、鉱、工業の如き、物財の生産から発生する所得のみならず、商業、交通業はもとよりのこと、サービス業や公務自由業（例えば接客業者、家事使用人、官公吏、芸術家等のサービス）の如き物財でない用役の生産から発生する所得をも含むことになつており、又消費用の地代、家賃をも含む。更に農業や水産業の自家用部分、消費地代家賃の自家用部分もそれを貨幣額に換算して含ませることになつてゐる。たゞ交通業、土木建築業等において、数府県に亘つて生産が行われる場合の取扱いに問題が残る。

(b) 分配県民所得とは、一府県の居住者の経済活動に基く財貨と用役の經常的生産から発生し、生産諸要素たる労働と財産とに帰属する所得の総額であり、時間的のずれを調節すれば生産県民所得と一致すべき等のものである。ただ県民所得の場合においては、国民所得の場合と異なり、一府県の



居住者が他の府県において生産に参加する場合が多いから問題が残る。

いづれにせよ、以上の定義により、分配府民所得は、所得を帰属別に合計したものであるから、對勞所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、法人所得（法人當保所得、法人税、個人配当所得）、個人利子所得及び官公事業所得の六項目からなる。

(c) これに及び、一府県に居住する個人が一定期間に實際に受取る經常的な所得、換言すれば、個人に対し一定期間内に實際に支払われた所得は府民個人所得と呼ばれる。従つてこれは、分配府民所得の法人當保所得、法人税、官公事業所得の代りに政府、公共団体及び事業からの振替所得と一府県民か他府県民から受取る仕送金の純額とを加えたものであるが、その外に分配府民所得は發生した時点を所得を捕捉して合計するのに対し、個人所得は實際に支払われた時点を捕捉して合計する点が相違する。

従つて個人所得は最も常識的に考えられる所得概念であり、課税所得とも比較的近いものであり、且つ一府県の居住個人に現實に支払われる所得であり、その個人が生産に参加する場所が居住する府県であらうと他府県であるやうと向わないから、府民所得推計上の難問題たる實際關係についても、最も問題の少ない所得である。個人所得からは国及び地方の個人税と個人の家計費が支払われ残余は貯蓄とみなされる。

(d) 県民支出は、一府県の居住者の勞働と財産とによつて生産された財貨及び用役を支出の面から市場価格で評価した総額であるから個人消費支出、民間投資、財政支出の三項目からなる。

国民所得においては、これに間接事業税や価格差補助金を調すれば生産所得あるいは分配所得とバランスするのであるが、府民所得の場合においては更に差額項目の調整を要すべき問題が残る。

なお、右の民間投資に固定資本の補填部分を含まない純投資額のみを計上した場合には府民純支出と称せられ、民間投資に固定資本の補填部分をも含めれば府民総支出となる。

### 3. 推計方法

府民所得は經濟循環の生産、分配、支出の各面を捉えられるので、その推計方法の原則としては、それぞれの面に対応して、物的方法、入付方法及び

生産物集計法の三方法が主として用いられている。

(a) 物的方法

これは客観的方法の間接法とも云われ主として生産府民所得の推計に用いられる生産の各段階、すなわち産業部門別の生産額から物的経費を控除して夙々の部門における純生産物の価額を求めこれを集計する方法である。ここにいう物的経費とは他部門から購入した財貨をサービスで生産過程において消尽されその部門の生産物の価額中に、移転されるものの購入に要した費用である。

物的経費の総額は把握し難いので一般には標本抽出調査によつて産業別に生産額から物的経費を差引き、生産額とそれとの割合(これを所得率という)を全生産額に乗じてその部門の純生産額を推計する。

(b) 人的方法

主観的方法或は直接法ともいわれ分配府民所得、府民個人所得の推計に用いられる。

これは前の物的方法と異り主として直接に個々の経済主体の調査集計するのである。その方法としては、府果の一定期間内において事業新単位にその利潤を悉皆報告せしめて集計する者法等、所得支払側である企業の発生費用を調査する方法と、所得を受領する個々の経済主体について、例えば勤労者世帯収入調査企業の留保利潤調査等によつて調査する方法とがある。

これらには又悉皆によるものを直接集計する方法と標本調査によるものからいろいろの擬制を用いて間接に推計する方法とがある。

(c) 生産物集計方法

これは府民支出推計に主として用いられる方法で次に述べる間接法と直接法とがある。即ち、生産面から財貨の流れを生産者—卸売—小売の各段階を遡及して最終使用者の最終生産物購入のための支出額を間接的にとらえる方法と、又個人や企業者等が消費又は投資に支出した額を、家計調査若しくは企業経済調査によつて直接把握する方法で、前者を間接法、後者を直接法と云っている。

第 二 部

統 計 表

昭和25年

分配府民所得

# 昭和25年分配府民所得総括表

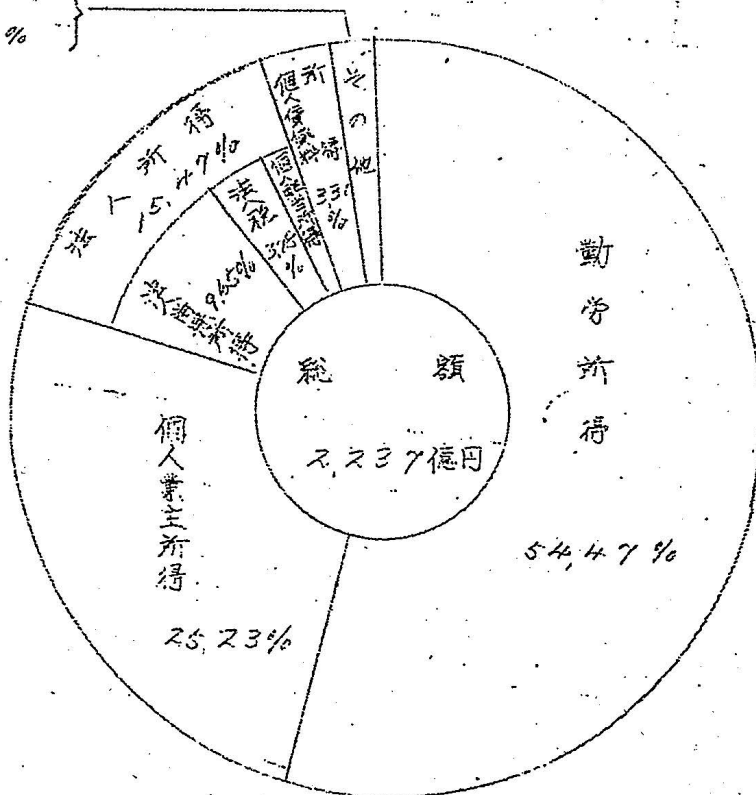
総 類	所 得 額	構 成 比
	223,668,069,420 円	100.00%
I 勤 勞 所 得	121,826,467,500	54.47%
II 個 人 業 主 所 得	56,433,462,295	25.23%
III 個 人 賃 資 料 所 得	7,396,556,314	3.31%
IV 個 人 利 子 所 得	3,136,962,078	1.40%
V 法 人 所 得	34,616,454,960	15.47%
1 個 人 配 当 所 得	456,754,296	0.20%
2 法 人 留 保 所 得	2,590,099,050	1.16%
3 法 人 税	8,458,813,000	3.78%
VI 官 公 営 企 業 剩 余 金	262,155,873	0.12%

府 下 一 世 帯 当 平 均 所 得 253,704 円

府 民 一 人 当 平 均 所 得 57,989 円

個人利子所得 1.40%

官公営企業 0.12%



昭和 25 年

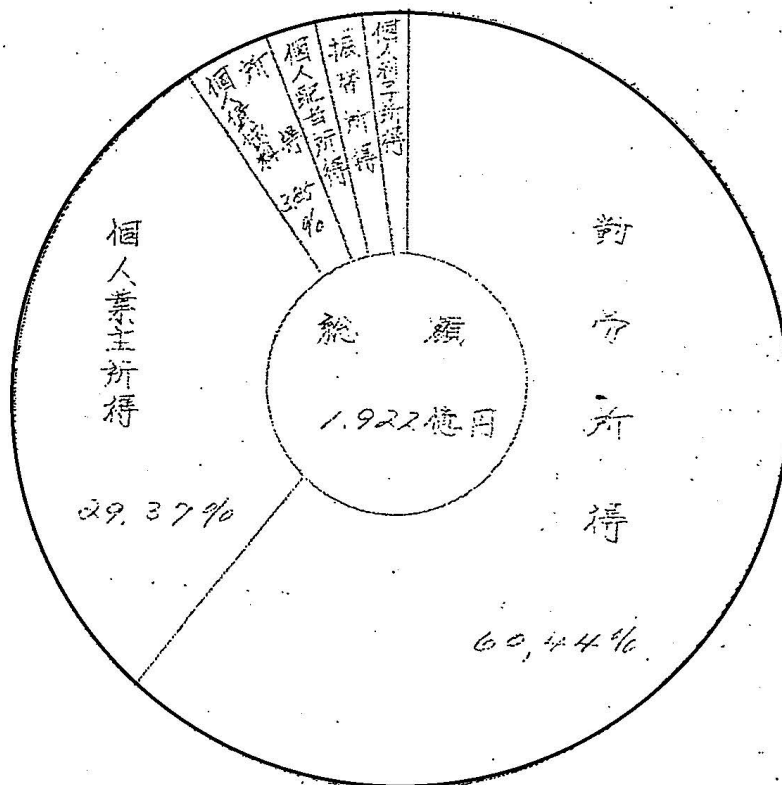
府民個人所得

# 昭和25年府民個人所得總轄表

種 類	所 得 額	構 成 比
總 額	1,921,520,894.14 円	100.00%
I 勤勞所得	1,161,427,447.522	60.44%
II 個人業主所得	564,334,622.275	29.37%
III 個人賃貸料所得	7,396,556.314	0.38%
IV 個人利子所得	3,136,962.076	0.16%
V 個人配当所得	4,567,542.960	0.24%
VI 振替所得	4,475,118.245	0.23%

府 下 一 市 報 告 中 平均所得 217,956 円

府 民 一 人 当 中 平均所得 49,518 円



昭和25年

府民個人支出



昭和25年府民個人支出総轄表

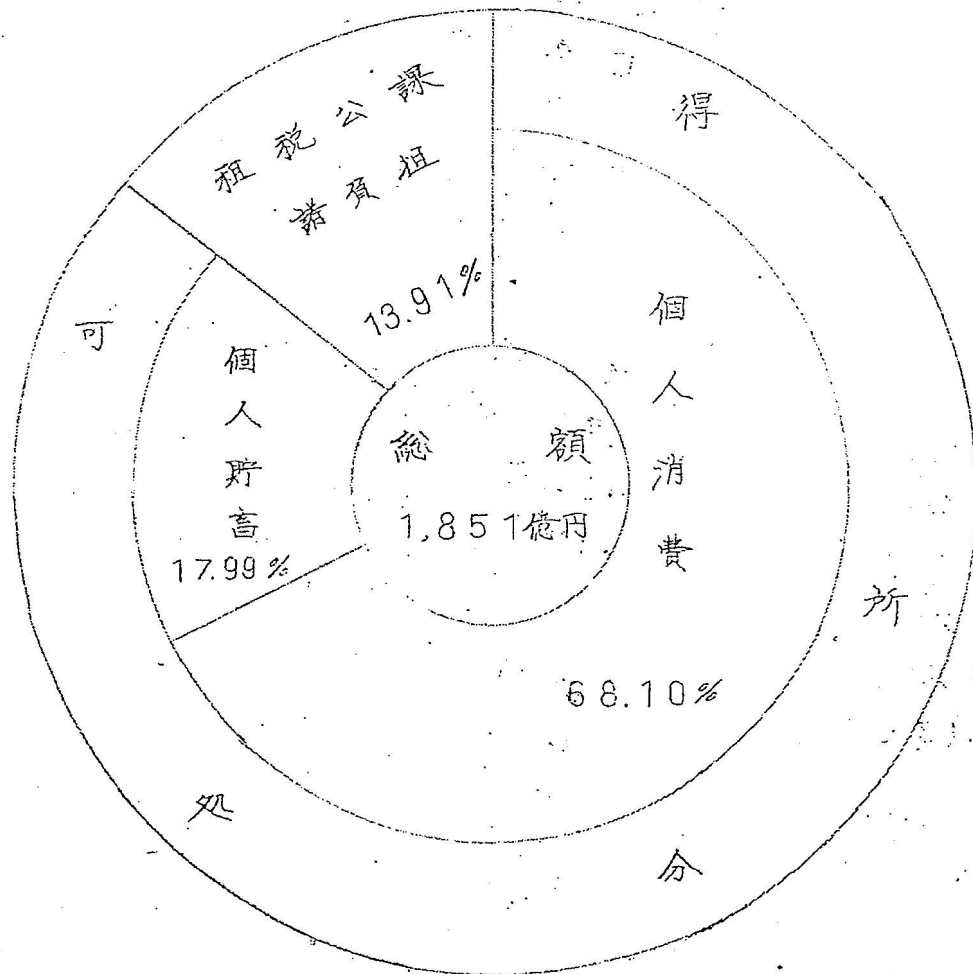
	支 出 額	構 成 比
総 額	185,120,660,370円	100.00%
1 個人消費	126,063,216,760	68.10
2 個人貯蓄	33,301,763,725	17.99
3 租税及諸負担	25,755,679,885	13.91

府下一世帯当り平均支出額

210,111円

府民一人当り平均支出額

47,995円



昭和 26 年

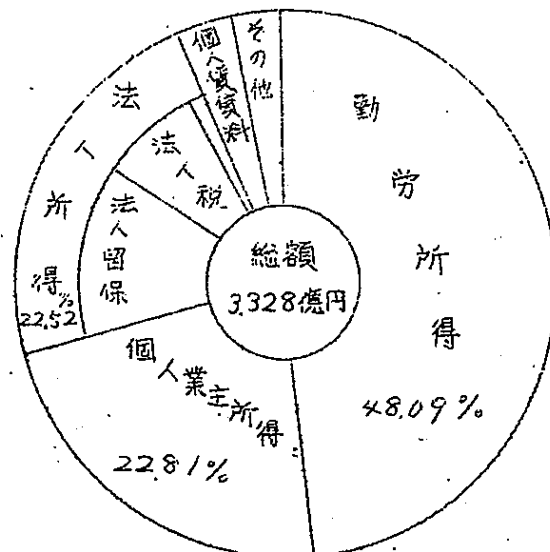
分配府民所得

## 昭和26年分配府民所得総轄表

	所 得 額	構 成 比
総 額	332,795,313,187 円	100.00%
I 勤 勞 所 得	160,044,398,733	48.09
II 個 人 業 主 所 得	75,905,624,228	22.81
III 個 人 賃 貸 料 所 得	11,884,944,590	3.57
IV 個 人 利 子 所 得	8,994,333,636	2.70
V 法 人 所 得	74,954,027,000	22.52
1. 個 人 配 当 所 得	2,302,237,000	0.69
2. 法 人 留 保 所 得	46,283,565,000	13.91
3. 法 人 税	26,368,225,000	7.92
VI 公 営 企 業 剰 余 金	101,985,000	0.31

府下一世帯当り平均所得      356,939 円

府民一人当り平均所得      81.698



昭和26年

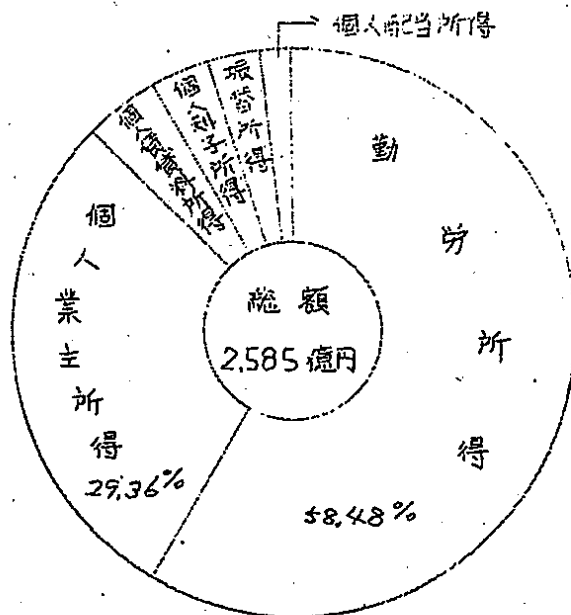
府民個人所得

# 昭和26年府民個人所得總轉表

	所 得 額	構 成 比
總 額	2,585,034,697.86 円	100.00 %
I 勤 勞 所 得	1,511,777,696.289	58.48
II 個 人 業 主 所 得	759,056,242.228	29.36
III 個 人 賃 貸 料 所 得	118,849,445.90	4.60
IV 個 人 利 子 所 得	899,433,636	3.48
V 個 人 配 當 所 得	230,237.000	0.89
VI 振 替 所 得	8,238,634.043	3.19

府下一世帯当り平均所得 277.257 円

府民一人当り平均所得 63.459 円



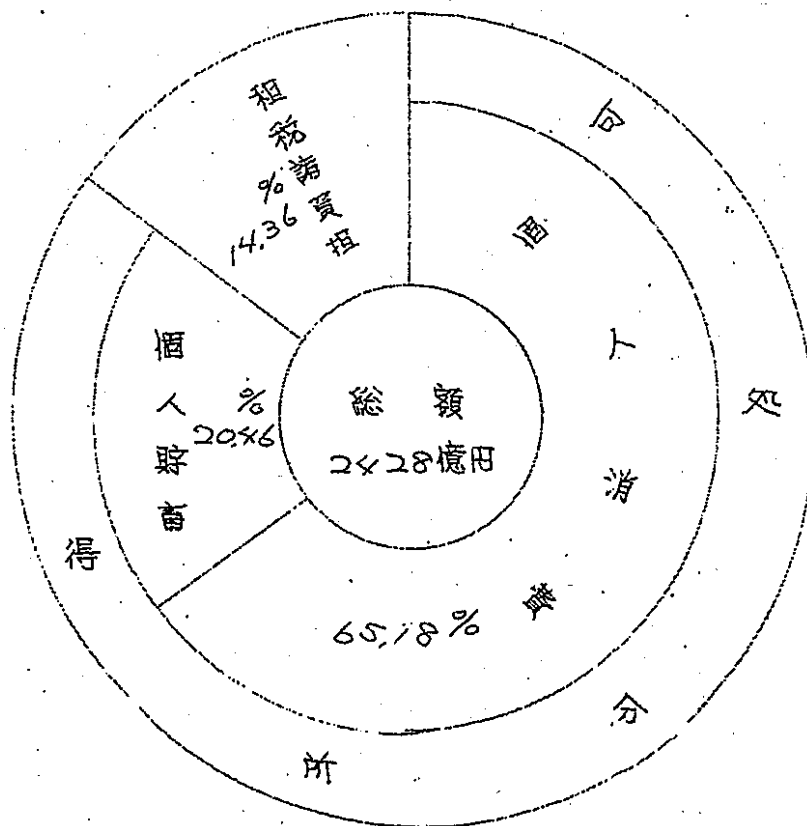
昭和26年

府民個人支出

## 昭和26年府民個人支出総轄表

支 出 額	支 出 額	構 成 比
総 額	242,837,337,539 円	100.00 %
I 個人消費支出	158,278,136,742	65.18
II 個人貯蓄	49,680,031,032	20.46
III 租税諸負担	34,879,169,775	14.36

府下一世帯当り平均支出      260,455 円  
 府民一人当り平均支出      59,614 円



昭和25.26年個人所得と支出勘定表

(単位 百万円)

支 出			収 入		
項 目	26年	25年	項 目	26年	25年
1,個人消費支出	158,278	126,063	1,勤労所得	151,178	116,142
2,個人貯蓄	49,689	33,302	2,個人業主所得	75,905	56,433
3,個人税及税外支出	38,879	25,756	3,個人賃貸料所得	11,885	7,397
4,統計上の謝辞	15,666	2,031	4,個人配当所得	8,994	4,568
			5,個人利子所得	2,302	3,137
			6,振替所得	8,239	4,475
個人支出	258,503	192,152	個人所得	258,503	192,152